

昭和四十年法律第三十八号  
地方行政連絡会議法

(目的)

第一条 地方行政連絡会議は、地方公共団体が、國の地方行政機関と連絡協調を保ちつつ、その相互通の連絡協同を図ることにより、地方における広域にわたる行政の総合的な実施及び円滑な処理を促進し、もつて地方自治の広域的運営の確保に資することを目的とする。

第二条 地方行政連絡会議（以下「連絡会議」という。）は、別表で定めるところにより、都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）をもつて組織する。

（任務）  
第三条 連絡会議は、第一条の目的を達成するため、地方における広域にわたる行政の計画及び実施について必要な連絡及び協議を行なう。

（会議）  
第四条 前条の連絡及び協議を行うための会議（以下「会議」という。）は、連絡会議を組織する都道府県及び指定都市の長のほか、第一号から第十一号までに規定する國の地方行政機関で当該連絡会議を組織する都道府県の区域の全部又は一部を管轄区域とするものの長及び第十二号に掲げる者をもつて構成する。

（組織）  
第五条 連絡会議は、会議を開催したつど、会議の結果を総務大臣及び会議における協議事項について連絡会議の意見をきくことができる。

（経費の負担）

第六条 連絡会議の運営に要する経費は、連絡会議を組織する都道府県及び指定都市の負担とする。

第七条 連絡会議は、必要があるときは、会議における協議事項に關係のある大臣又は公共的団体の長に対し意見を申し出ることができる。

（意見の申出等）

第九条 連絡会議は、会議を開催したつど、会議の結果を総務大臣及び会議における協議事項に関する大臣に報告するものとする。

（報告）  
第十条 連絡会議の運営に要する経費は、連絡会議を組織する都道府県及び指定都市の負担とする。

（経費の負担）

第十二条 連絡会議が定める。

（報告）

第十三条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四六年一二月三一日法律第一三〇号）抄  
（施行期日）  
この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和五九年五月八日法律第二五号）抄  
（施行期日）  
この法律は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則（昭和五九年五月八日法律第二五号）抄  
（施行期日）  
この法律は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則（昭和六一年一月四日法律第九三号）抄  
（施行期日）  
この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和六一年一月四日法律第九三号）抄  
（施行期日）  
この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和五九年五月八日法律第二五号）抄  
（施行期日）  
この法律は、昭和五九年五月八日から施行する。

附 則 (平成一〇年一〇月一九日法律第一三五号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第五条並びに附則第四条から第六条まで、第九条、第十四条及び第十八条の規定は、平成十一年三月一日から施行する。

**附 則 (平成一一年二月二日法律第一六〇号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

公布の日

**附 則 (平成一四年五月三一日法律第五四号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

別表

名称	組織
北海道地方行政連絡会議	北海道及び札幌市
東北地方行政連絡会議	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県並びに仙台市
関東地方行政連絡会議	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県並びに千葉市、横浜市及び川崎市
東海地方行政連絡会議	岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県並びに名古屋市
北陸地方行政連絡会議	富山県、石川県及び福井県
近畿地方行政連絡会議	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県並びに京都市、大阪市及び神戸市
中国地方行政連絡会議	鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県並びに広島市
四国地方行政連絡会議	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
九州地方行政連絡会議	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県並びに北九州市及び福岡市

備考 都道府県は、特に必要があると認めるときは、関係地方行政連絡会議の同意を得て、同時に他の地方行政連絡会議に加入することができるものとする。